

京都市長 梶本 頼兼 殿

平素は、弊社の事業や活動に、格別のご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴市が検討されている「(仮称)京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」骨子(案)に関しまして、以下弊社としての意見を述べさせていただきたいと存じます。

弊社は従来より、公共場所での適切な分煙、喫煙マナーの向上等の喫煙をめぐる環境の改善により、たばこを吸われる方、吸われない方が協調して共存できる調和ある社会が実現されることが望ましいと考えており、今回貴市が提案されております条例の骨子案に関しましても、基本的にはその趣旨を尊重し、たばこを吸われる方と吸われない方が共存できる、実効性のあるバランスのとれた条例が制定されることを望んでおります。

しかしながら、条例の目的として、屋外における「路上喫煙等による(中略)健康への被害の防止」との記述が含まれていることに関し、弊社といたしましては、たばこの煙は、周囲の方々、特にたばこを吸われないの方々にとっては迷惑なものとなることもあり、また、気密性が高く換気が不十分な場所では、環境中たばこ煙は、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあるものの、屋外における受動喫煙が慢性疾患などの健康影響を与えるとの科学的事実を示されていないものと承知しております。

従いまして、弊社は、かかる記述を条例の「目的」に含めることには疑問があると考えており、弊社が保有する、受動喫煙も含めたたばこに関する知見をご提供申し上げる機会をぜひ頂戴いたしまして、科学的事実の詳細につきご理解を賜りたく存じます。

また、弊社といたしましては、一律に喫煙を禁止するのではなく、吸われない方に迷惑のかからないよう周囲に配慮した形での喫煙場所を設け、たばこを吸われる方に対していっそうの配慮をお願いすることが、より実効性のあるバランスのとれた社会ルールになるとの考えから、企業の社会的責務として、喫煙環境に関わる諸問題の解決に向け全国各地の自治体の方々との連携を図りながら、これまで真摯に取り組んでまいりました。

貴市におかれて具体的な政策を検討されるに当たりましても、これまで弊社が進めてまいりました各地での取り組みに関するこれらの経験が、様々なかたちでお役に立てるものと信じており、実効性のあるバランスの取れた条例の策定に積極的にご協力申し上げたいと考えております。

貴市におかれましては、上記趣旨を何卒お汲みいただき、本条例を、より適切かつ実効的なものとし、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる、真に調和ある地域社会が実現できますよう、今後とも引き続きご協議いただく機会を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

2007年3月22日

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 木村 宏